

令和4年函審第17号

裁 決  
漁船A乗組員負傷事件

受 審 人 a 1  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月16日08時25分

北海道相泊漁港北北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 1.6トン

登 録 長 7.62メートル

幅 2.14メートル

深 さ 0.87メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 140キロワット

### 3 事実の経過

Aは、左舷船尾部に操舵区画を設け、同区画右舷側に舵輪を、その前方棚上にGPSプロッター及び魚群探知機を、右舷壁際に主機の遠隔操縦装置を、船尾に船外機2機をそれぞれ備えたFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人ほか2人が乗り組み、うにの潜水器漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和4年5月16日05時00分相泊漁港を発し、同漁港北北東方沖合約5海里の漁場に向かった。

ところで、Aのうにの潜水器漁は、高圧空気ポンペを装着したa2船長が、乗組員1人（以下「潜水士」という。）とともに1回の潜水で50分ないし60分海底に潜ってうにを採取するもので、船上ではa1受審人が、a2船長及び潜水士の位置の目印となる呼吸する際に出る泡の位置を常に把握し、同泡を追従する操船を行っていた。

a2船長は、05時25分前示の漁場に到着し、自らは潜水士とともに潜水に当たるため、操船をa1受審人と交替して操業を開始したものの、漁獲が得られなかったことから、同人に操船を任せたまま05時45分相泊漁港北北東方沖合約4海里の漁場に移動して操業したのち、07時40分同方沖合約2.5海里で、水深約10メートルの漁場に移動して操業を再開した。

a1受審人は、a2船長及び潜水士が呼吸する際に出る泡に追従し、08時22分浮上した同船長を船内に收容したところ、同人から潜水士も船内に收容するよう指示を受け、同人が呼吸する際に出る泡（以下「呼吸泡」という。）に向かって移動し、08時24分半僅か前同泡に2メートルまで接近した相泊港南防波堤灯台から025度（真方

位、以下同じ。) 2.5海里の地点付近で船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a 1 受審人は、08時24分半相泊港南防波堤灯台から025度2.5海里の地点付近で潜水士を浮上させる合図である機関を中立運転としたまま回転数を上げたところ、右舷前方に見えていた呼吸泡を見失い、08時25分僅か前相泊港南防波堤灯台から025度2.5海里の地点で船首が000度を向いていたとき、同人の位置が分からないまま推進器翼を回転させると、至近で浮上中の潜水士に同翼が接触するおそれがあったが、舵輪後方から船外機付近を一べつして同泡を認めなかったため、同機付近に同人はいないと思い、呼吸泡の位置を確認したのち推進器翼を回転させるなど、潜水士に対する安全確保の措置を十分にとらず、船外機付近で同人が浮上していることに気付かず、潜水士は船底の下にいるものと判断して呼吸泡の位置を確認する目的で機関を後進に掛けた。

こうして、a 1 受審人は、08時25分相泊港南防波堤灯台から025度2.5海里の地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、浮上した同人の頭部に左舷船外機の推進器翼が接触した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮期にあたり、視界は良好であった。

a 2 船長は、船首部で腰を掛けていたところ、異音と甲板員が潜水士の名前を呼んでいたことから異変に気付いて海中に飛び込み、同人を救助した。

その結果、潜水士が右頭頂部挫創、右頭頂骨骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、相泊漁港北北東方沖合において、潜水士を海底か

ら浮上させる際、同人に対する安全確保の措置が不十分で、潜水士の頭部に船外機の推進器翼が接触したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、相泊漁港北北東方沖合において、潜水士を海底から浮上させる合図をし、同人の位置の目印となる呼吸泡を見失った場合、浮上中の潜水士に推進器翼が接触することのないよう、同泡の位置を確認したのち同翼を回転させるなど、同人に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、a 1 受審人は、舵輪後方から船外機付近を一べつして呼吸泡を認めなかったため、同機付近に潜水士はいないと思い、同人に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、船外機付近で潜水士が浮上していることに気付かず推進器翼を回転させて同人の頭部に同翼が接触する事態を招き、潜水士を負傷させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 28 日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩